

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【立科町】

(令和7年4月1日現在)

行政サービス等の内容（A）	届出受領証等の提示（B）		問合せ先（C）		備 考（D）
公営住宅への入居申込み（世帯としての申込み）		○	建設環境課建設係	0267-88-8409	現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があることが必要です。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	たてしな保育園	0267-56-0022	
罹災証明の代理申請（委任状を省略）	○		総務課税務係	0267-88-8402	委任状の作成に代えて、届出受領証等の提示により代理申請が可能となります。なお、委任状を提出する場合には、届出受領証等は確認しません。
保育所・学童保育所への送迎		○	たてしな保育園 立科町児童館	0267-56-0022 0267-56-0248	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	総務課税務係	0267-88-8402	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	町民課高齢者支援係	0267-88-8406	